

日本取引所グループによると、国際会計基準（IFRS）の適用企業は、予定企業も含めると200社にのぼるといふ。これらの企業の課題は、IFRSの改訂に対して、今後いかに対応していくかということである。最近だと、その一つにリース会計基準への対応があげられる。ただ、改訂されたIFRSのリース会計基準の影響は、その適用企業だけにとどまらないようである。

リース取引とは資産の賃

リース会計基準の行く末

使用に伴って生じる維持管理費などは借り手が負担する。したがって、賃貸借というより購入に近い形をとり、借り手は物件を賃借対照表に資産計上する（いわゆるオンバランス）とともに減価償却の手続きなどにも必要になる。オペレーティング・リースはそれ以外のリース取引を指し、会計処理としてはリース料を費用計上することになる。

2019年1月1日以降開始の会計年度から、IFRSはオペレーティング・リースによる資産も含めて、借り手によるすべてのリース資産のオンバランスを要求する。IFRSを適用する企業はこれに対応す

アイナンス・リースについては、リース資産のオンバランスは必要でないという規定である。この規定を用いれば、資産計上による会計処理の煩雑さを回避できるということだ、多くの企業が適用していたようである。

ところがIFRSと足並みを揃えるために08年にこの例外規定が撤廃された。結果、煩雑な会計処理を嫌った多くの顧客が離れ、業界全体のリース残高が減少した。今後、日本の会計基準委員会が、IFRSとのコンバージェンスを念頭に置き、全てのリース資産のオンバランスを求めるよう国内基準を改訂すれば、10年前と同様の影響を業界にもたらしかねない。

さまざまな企業に及ぶ影響

多くの貸し手企業が会員となつているリース事業協会は、本年7月に「わが国リース会計基準の検討に対する見解」と題する文書を公表した。それによると、財務諸表作成者と利用者におけるコスト・ベネフィットの観点などから、「日本基準と国際基準との整合性を図る必要性はない」との見解を示している。この見解の背後には、日本のリース業界の今後を危惧する状況が垣間見える。

貸借取引であるが、取引形態はファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分できる。ファイナンス・リースでは、原則として借り手は中途解約ができない。またリース物件の



名古屋経済大学経営学部教授

荒鹿 善之

ることが必要となり、煩雑な会計処理が求められる。また、リース資産とそれに伴うリース負債も貸借対照表に計上するとすれば、自己資本比率や、資産効率といった財務指標の悪化を招くことになり、投資家の反応も気がかりとなる。

対して日本のリース会計基準を振り返ると、ファイナンス・リースについてオンバランスが原則ではあるが、過去には例外規定が存在した。契約期間が終了しても所有権が移転しないフ

あらしか・よしゆき 会計学
関西大学大学院博士後期課程単位取得退学。1966年生まれ。

